10月1日は「浄化槽の日」

合併処理浄化槽に切り替えて、豊かな自然を子や孫に

単独処理浄化槽や**くみ取りトイレ**では、台所・お風呂・洗濯などの排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。次世代へきれいな川を残すため**合併処理浄化槽**を設置しましょう。

処理別の汚れ除去率の比較(値が大きいほど水がきれい)

きれい ←

[合併処理浄化槽] 95% No.1 ＞ [くみ取り] 32.5% ＞ [単独処理浄化槽] 20%

→ 汚れている

※切換には配管・槽撤去に補助金制度有り

ご不明な点は組合または指定工事店へお問い合わせください。

市町村整備型事業指定工事店一覧

令和元年10月１日現在

工事店名	電話番号
シンテック(株)	66−0457
(有)浅見管工	65−0536
(株)一志工業	66−3043
(株)中村工務店	62−0458
(有)新井水道設備	62−4525
金室住宅設備工事店	62−5395
黒沢窯業(有)	62−0152
(有)髙橋工務店	66−1118

工事店名	電話番号
(株)岡田工務店	62−3236
(有)長瀞土木	66−2487
(有)秩北給排水サービス	66−2211
樋口水道設備	66−2035
(有)伊藤衛生社	62−0528
(有)黒澤水道設備(皆野支店)	63−2131
添田設備	66−2842

詳細はホームページをご覧ください。　http://www.minanaga.or.jp/

問合せ　皆野・長瀞下水道組合　業務課　☎66-0747

し尿汲取券の取扱いが変わります！

10月１日から「消費税及び地方消費税」(以下「消費税」)の税率が８％から10％に引き上げられます。これに伴い、下水道使用料、市町村整備型の浄化槽を設置している場合の浄化槽使用料と清掃料、し尿汲取手数料(汲取券)は金額が変わります。ご理解の程よろしくお願いします。

＜Q&A＞

Q．いつから10％消費税が適用になるのですか？

A．10月以降の検針日から、浄化槽使用料、し尿汲取券は10月１日以降に使用分からです。

Q．し尿汲取券の金額はいくらになるのですか？

A．	【8％】		【10％】	
0.5樽券（18ℓ）	169円	→	172円	(増税分 3円)
1 樽券（36ℓ）	338円	→	344円	(増税分 6円)
10 樽綴（1冊）	3,380円	→	3,440円	(増税分 60円)

Q．今まで使っていた汲取券は使えますか？

A．使用できます。ただし、その場合は３円、６円、60円と不足が生じますので、３円補助券をお買い求めいただき、併せてご使用ください。ただし、消費税率５％当時の汲取券(330円・36ℓ)や４円補助券は使用できませんので、それらは払戻の手続きを組合で行ってください。

Q．新しい汲取券はもう販売しているのですか？

A．新しい汲取券は皆野・長瀞両町の役場、農協、他各汲取券販売店にて既に販売しています。なお、新しい汲取券は皆野・長瀞どちらでも使用購入できる共通券(緑色)となりました。３円補助券は皆野・長瀞両町の役場、農協でのみ販売しております。

問合せ　皆野・長瀞下水道組合　業務課　☎66-0747